

# 就学援助制度について

本市では、貝塚市立小学校・中学校・義務教育学校に就学する児童生徒がいる世帯で下記対象世帯に対し、学校で学習するために必要な費用の一部を援助する就学援助制度があります。

**※ この制度は、教材費等の学校納入金の支払いを免除するものではありません。  
学校納入金はお子さまの就学する学校へ毎月必ず納めてください。**

## 1. 受付期間・申請方法

**令和8年4月7日(火)～4月30日(木)**

※この期間に申請し、認定になった場合は、4月分から援助が受けられます。

オンライン申請の場合、  
小学校・中学校の児童  
生徒の申請を一度に行  
うことができます。

### 【オンライン申請】

右記QRコードを読み取り、申請フォームに進んで必要事項を入力してください。

【Android端末をご利用の方へ】

Android端末は、OSやアプリの設定等により回答入力中のカメラ撮影が

できない場合があります。事前に撮影した画像はアップロード可能ですので、

下記を参考に必要な書類を事前にカメラで撮影し、端末に保存しておいてください。

※前年度に認定されていた場合も新たに申請が必要です。

※上記期間外でも、必要に応じて申請できます。ただしこの場合、認定されると申請日が各月の1日の場合・・・申請月からの援助

申請日が各月の2日以降の場合・・・翌月からの援助になります。



### 《援助対象世帯》(次のAまたはBに該当する世帯)

A. 申請時において、次のア～キのいずれかに該当する世帯。

※各申請理由において、必要書類の提出がない場合、審査ができませんのでご注意ください。

申請理由A	申請書以外に必要な書類
ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止を受けた世帯。	生活保護停止(廃止)決定通知書(写し)
イ. 市民税が非課税または減免されている世帯。 (※世帯全員が当てはまる場合のみ対象)	
ウ. 個人事業税が減免されている世帯。	個人事業税減免決定通知書(写し)
エ. 固定資産税が減免されている世帯。 (※住宅借入金等特別控除ではありません。)	
オ. 国民年金保険料が全額免除されている世帯。 (※世帯全員が当てはまる場合のみ対象)	国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書(写し)(※世帯の中で20歳以上のかた全員分を必ず提出してください)
カ. 国民健康保険料が減免されている世帯。 (※世帯全員が当てはまる場合のみ対象)	
キ. 児童扶養手当を受給している世帯。 (※児童手当・特別児童扶養手当ではありません。)	

B. Aの要件には該当しないが、世帯全員の合計所得額が裏面記載の表Iと表IIから得られる基準額(年齢別基準額にてい減率を乗じた額と世帯別基準額の合計)の合計額以下であり、就学援助を必要とする世帯。  
(認定基準額の詳しい計算方法は、裏面をご確認ください。)

申請理由B	申請書以外に必要な書類
令和8年1月1日時点で、貝塚市に住民票のあるかた	
令和8年1月2日以降に、貝塚市へ転入されたかた	令和8年1月1日時点の住所地の市区町村が交付する令和8年度の所得(課税)証明書(18歳以上すべてのかた及び18歳未満で所得のあるかた全員分) ※令和8年度所得証明書は、おおむね6月中旬以降でないと交付されませんので、先に申請書のみ受付期間中に提出し、所得証明書が交付されたら直ちに学校または教育委員会学校教育課へ提出してください。 ※所得証明書の交付時期については、前住所地の市区町村にお問い合わせください。

## 2.支給対象費用（令和8年度予定額）

	小学校	中学校
学用品費	11,630円	22,730円
通学用品費（1年生・7年生を除く）	2,270円	2,270円
新入学児童生徒学用品費 ※1 （1年生・7年生の4月1日付認定者のみ）	57,060円	63,000円
中学校入学準備費（6年生のみ）※2	81,000円	
校外活動費（宿泊なし）	上限 1,600円	上限 2,310円
校外活動費（宿泊あり）	上限 3,690円	上限 6,210円
修学旅行費	上限 23,150円	上限 62,130円
体育実技用具費 （中学校の期間に1つの用具）	柔道 剣道	上限 7,650円 上限 52,900円
給食費	令和8年度は給食費無償化により支給なし	
医療費 （別途申請が必要）	[対象病名]トラコーマ、結膜炎、慢性副鼻腔炎、中耳炎、アデノイド、寄生虫病、白癬（はくせん）、疥癬（かいせん）、膿痂疹（のうかしん）、虫歯 ※結膜炎、副鼻腔炎についてはアレルギー性のもは除く	

### 【医療費について】

学校病として治療の指導を受け、医療機関に支払った保険診療自己負担額を支給します。就学援助の認定を受けた後、学校へ医療費の申請が必要です。申請の方法など、詳しくは認定時に送付する医療費申込書をご覧ください。

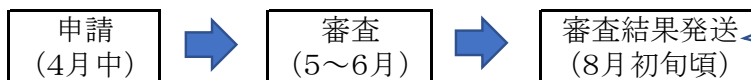
※ 医療費申込案内書は、認定通知書に同封して郵送します。  
※ 認定日から今年度末（途中で就学援助費が廃止になった場合は廃止日の前日）発生した医療費が請求の対象です。

※1 前年度に「入学準備費」の支給を受けた児童生徒は、「新入学児童生徒学用品費」の支給対象外となります。

※2 中学校入学準備費について

今年度小学校・義務教育学校6年生で、2月1日時点での認定者が支給対象です。ただし、国・私立中学校への進学や、転出など貝塚市立の中学校・義務教育学校へ進学・進級しない児童の保護者は支給の対象外です。支給を受けた後、貝塚市立の学校へ進学されなかった場合は、返還していただくこととなります。なお、6年生時に中学校入学準備費の支給を受けなかったかたは、翌年度4月中の申請で認定された場合、新入学児童生徒学用品費の支給を受けることができます。

## 3.審査の流れ



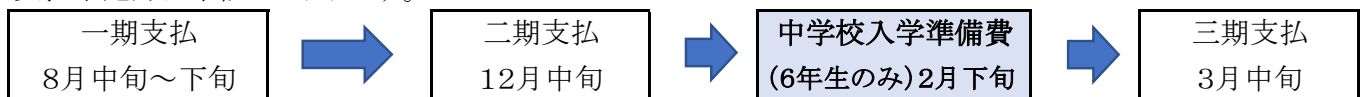
8月中旬までに決定通知が届かない場合は、教育委員会学校教育課へお問い合わせください。

- 認定・不認定の決定通知は、8月初旬頃に郵送します。  
※5月以降、申請された場合は、決定および支払いが遅れる場合があります。

**年度途中に世帯状況に変更が生じた際はすみやかに教育委員会学校教育課へご連絡ください。  
廃止又は再申請\*いただく場合があります。  
(\*再申請は、世帯変更日より2週間以内に行う必要があります。)**

## 4.援助費支払方法および支払予定月

- 支払予定月は下記のとおりです。



- 事前に支払通知書を郵送のうえ、**年3回に分けて**支払います。

※中学校入学準備費支給対象の小学校・義務教育学校6年生のみ年4回に分けて支払います。

※支払方法は口座振込のみとなります。新規申請・口座変更希望のかたは、必ず申請書に振込先を記入してください。

※ **学校納入金に未納がある場合は、学校長を経由して支給しますのであらかじめご了承ください。**

